

令和6年12月 2日

神奈川県薬剤師連盟

会長 福嶋 仁様

国へのご要望 回答について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による「令和7年度 予算要望ヒアリング」におきまして、貴連盟からの国へのご要望の回答を入手いたしましたので、別紙のとおりお送りさせていただきます。

国からの回答について、まだまだご要望に沿う回答が得られない点も多々ございますが、我が党、また、県連所属国會議員にて、ご要望に対し一歩でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、何時でもお気軽にお申し出いただきたいと存じます。

今後とも我が党に対する変わらぬご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

自由民主党神奈川県支部連合会

衆議院議員	菅 義 偉
衆議院議員	中 西 健 治
衆議院議員	坂 井 学
衆議院議員	古 川 季 直
衆議院議員	鈴 木 祐 弘
衆議院議員	三 谷 英 德
衆議院議員	田 中 和 次 郎
衆議院議員	小 泉 進 次 郎
衆議院議員	星 野 剛 士
衆議院議員	赤 間 二 郎
衆議院議員	河 野 太 郎
衆議院議員	牧 島 か れ ん
衆議院議員	山 際 大 志 郎
衆議院議員	草 間 剛
参議院議員	三 原 じ ゅ ん 子
参議院議員	浅 尾 慶 一 郎

様式

回 答 様 式

NO	10-001	要 望 団 体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	---------	-----------	-----	-------

件 名	オーバードーズの原因となる医薬品の販売方法について
要 望 要 旨	オーバードーズに用いられる危険性のある医薬品については、医薬品分類を要指導医薬品に改めるとともに、購入先薬局を登録制とし、一元管理とする制度が必要。 要指導医薬品とし、購入先薬局を登録制とすることで、薬剤師による購入履歴管理や必要に応じて生活面での助言等を行うことで、かかりつけ薬局としての機能を発揮し、単に医薬品の不適切使用を防ぐだけでなく、薬局薬剤師がゲートキーパーとしての役割を発揮することが可能となる。
【回答】	<p>若年者を中心に一般用医薬品の濫用が拡大しつつあり、薬事規制の側面からも、濫用等のおそれのある医薬品の多量・頻回購入の防止をより一層徹底する必要があります。</p> <p>そのため、現在厚生労働省では、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において、濫用等のおそれのある医薬品の販売規制について、より実効性を高めるべく、その見直しについての議論を行っているところです。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none">原則として小容量1個の販売とし、20歳未満の者に対しては複数個・大容量の製品は販売しない。販売時の購入者の状況確認・情報提供を義務とする。資格者による購入者の状況確認・販売可否の判断のため、また、必要な場合に支援につなげる等資格者がゲートキーパーとしての役割を果たすことを期待し、購入者の状況の確認及び情報提供の方法を対面又はオンライン（映像と音声によるリアルタイムでの双方向通信）とする（20歳以上の小容量1個販売時を除く）。 <p>などを検討しております。</p>

様式

回答様式

NO	10-002	要望団体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	------	-----------	-----	-------

件名	開局時間外の休日及び深夜における調剤等の対応（いわゆる 24 時間対応）について
要望	地域医療に貢献するために、各薬局ではいわゆる「24 時間対応」実施のための努力を重ねているが、小規模店舗の薬局開設者である薬剤師に大きな負担がかかることになる。
要旨	薬局が今後も地域における医薬品供給の要として持続的かつ安定的に機能し続けることができるよう、小規模薬局にも配慮した制度の改善・構築をお願いしたい。

【回答】

厚生労働省で令和 6 年 9 月末に公表した「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」の「これまでの議論のまとめ」では、薬局の夜間・休日対応や在宅対応については、地域において個々の薬局すべてが持つことは困難な場合もあり、地域における拠点となる薬局による対応を含む薬局間連携による対応や薬局間の連携体制の構築など、地域の状況に応じた体制を構築することが必要である、と示されており、関係機関との協力、連携、情報共有のもと、地域の実情に合わせた体制の確保が重要であると考えています。

令和 6 年度診療報酬改定の議論においては、地域支援体制加算の施設基準における休日、夜間の開局時間外の調剤・在宅業務に対応できる体制について、①近隣の薬局との連携で実施すること（いわゆる輪番制）も含まれること、②夜間、休日の患者等からの相談対応については、速やかに折り返して連絡すれば良いこと、などの見直しを行いました。地域支援体制加算を含む調剤報酬の在り方については、関係者の意見を聞きながら、引き続き、中央社会保険医療協議会（中医協）で検討してまいります。

令和6年 9月11日

神奈川県薬剤師連盟

会長 福嶋 仁様

神奈川県へのご要望 回答について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による予算要望ヒアリングにおきまして、ご提出いただきました要望書に対する8月末時点の県の回答を入手いたしましたので、取り急ぎご報告させていただきます。

なお、県からの回答について、まだまだご要望に沿う回答が得られていない点、具体性に欠ける点もございますが、我が党、医療・福祉グループにて、ご要望に対し一歩でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、ご懇談の機会をお作りいたしますので、何時でもお申し出頂きたいと存じます。

今後とも、我が党に対する変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。

自由民主党神奈川県支部連合会

医療・福祉グループ長	高橋 崇一郎
医療・福祉グループ事務局長	舛 晴太郎
医療・福祉グループ委員	敷田 博昭
医療・福祉グループ委員	原 聰祐
医療・福祉グループ委員	神倉 寛明
医療・福祉グループ委員	川崎 修平
医療・福祉グループ委員	武田 翔
医療・福祉グループ委員	田中 洋次郎

回答様式

NO	10-003	要望団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	健康医療局
----	--------	------	-----------	----	-------

件名	電子処方箋運用に関する費用について
要望旨	<p>電子処方箋の応需体制については、保険薬局の導入率は他の医療提供施設よりも先行している。</p> <p>しかしながら電子処方箋の実運用において、応需する側である薬局では薬剤師1名についてタブレット端末1台の整備が必要とある。国の補助では応需体制のシステム整備に関する補助金は交付されているが、薬局ではその後の費用負担が大きいことをご理解いただき、タブレット端末の導入などの運用にかかる費用の補助をお願いしたい。</p>
<p>電子処方箋管理サービスは、国が医療DXの推進の一環として整備を行っており、本サービスの導入にかかる費用についても、国が医療情報化支援基金（電子処方箋）事業として、社会保険診療報酬支払基金から支援しています。</p> <p>本県でもその導入を推進しており、国の支援に上乗せする形で、導入費用の一部を支援する事業を令和6年9月から開始しました。</p> <p>また、医療保険における調剤報酬では、「医療DX推進体制加算」が措置されており、電子処方箋管理サービスのランニングコストについても一定の措置がなされていると承知しています。</p> <p>そのため、タブレット端末等を県として補助対象とすることは現状では難しいと考えており、次年度以降、国が当該事業を継続して実施する場合は、タブレット端末等電子処方箋の運用に利用する周辺機器の必要性を検討した上で、必要に応じて国へ要望してまいります。</p>	

回 答 様 式

NO	10-004	要 望 団 体	神奈川県薬剤師連盟	局名	健康医療局
----	--------	------------------	-----------	----	-------

件 名	薬局機能の公開に関する費用について
要 望 要 旨	<p>開局時間外、在宅療養、災害時・感染症蔓延時などでも医薬品提供に対応できる薬局の情報について、各地域薬剤師会が情報の管理とホームページでの公開を担っている。</p> <p>これはすべての県民に対して、医薬品提供が円滑に行えるように整理したものであるが、地域薬剤師会は会員・非会員問わず情報の管理を行わなくてはならない。この事務作業にかかる費用は今までの薬剤師会の事業内容では賄いきれない地域も少なくない。県として、地域薬剤師会に対して「医薬品提供体制情報管理補助金（仮称）」を創設していただきたい。</p>
<p>薬局の持つ各種の機能については、各薬局が現在、国の「医療情報ネット」に登録を行い、開局時間外及び在宅医療に関する情報を国民に公表しているところです。</p> <p>また、令和6年6月の診療報酬改定において、地域における夜間・休日等緊急時、在宅業務の対応と合わせて、災害・新興感染症発生時等における調剤の対応可能な体制を確保していることについて、各地域の薬剤師会等において公表することが調剤報酬算定の要件とされ、対応されていることと承知しています。</p> <p>これらのこと踏まえ、現時点では、新たに県から地域薬剤師会への補助等を創設することは考えていません。</p>	

回 答 様 式

NO	10-005	要 望 団 体	神奈川県薬剤師連盟	局名	健康医療局
----	--------	---------	-----------	----	-------

件 名	医療措置協定における感染対策研修開催について
要 望 要 旨	<p>感染症予防計画における医療措置協定では、協定指定医療機関の指定及び指定基準において、平時における準備として「外部機関が実施する研修や訓練に年に一回以上参加させること」とされている。当該研修は厚生労働省補助事業として日本薬剤師会が作成したコンテンツが公開されているが、その実施については都道府県での判断となっている。</p> <p>神奈川県薬剤師会では当該研修コンテンツを会員・非会員問わず県内の薬剤師に提供し、その受講確認も管理する予定である。しかしながら、この開催・受講管理については相当の費用が必要であり、県の財政措置をお願いしたい。</p>
	<p>県は、「神奈川県感染症予防計画」に基づいて、医療措置協定を締結いただいた薬局向けに新興感染症の発生を想定した研修を実施する予定です。</p> <p>また、受講希望者がいつでも研修を受講できるように、県ホームページに研修動画を掲載していく予定です。</p> <p>貴連盟におかれましては、県内の薬剤師に、県の研修についても周知くださいますよう、御協力をお願いいたします。</p> <p>なお、医療措置協定で定める研修・訓練への年1回以上の参加は、県主催の研修への参加に限るものではなく、外部機関が実施する研修・訓練への参加を含めたものですが、医療措置協定を締結した薬局に対しては、県から直接その参加状況を確認させていただくため、貴連盟における日本薬剤師会の研修コンテンツの受講確認に対し、県から財政措置することはできません。</p>

回 答 様 式

NO.	10-006	要 望 団 体	神奈川県薬剤師連盟	局名	健康医療局
-----	--------	---------	-----------	----	-------

件 名	医薬品適正使用等に係る普及啓発活動の持続的な実施について
要 望 旨	<p>県民に対し医薬品の適正使用など健康な社会づくりの普及啓発を図るため、本会では、神奈川県病院薬剤師会、神奈川県製薬協会などの関係団体と共に「くすりと健康すこやかフェア」を毎年実施している。</p> <p>同フェアは毎回多数の参加者を集め、健康測定機器による健康チェック、おくすり相談などを通じて健康意識の高揚と医薬品の正しい知識の普及に役立っており、参加者からも非常に高い評価をいただいている大変有意義なイベントである。</p> <p>しかし、参加団体の減少や近年の物価高騰等の影響により、近年は各団体の負担金だけではイベント開催費用が賄えなくなってきた。</p> <p>現在、同フェアに対する県の関わりは後援のみとなっているが、「セルフメディケーション」という理念を県民に広く定着させていくために、今後とも官民協働の取組が必要であることから、かつて県から補助金をいただいた経緯も踏まえ、「くすりと健康すこやかフェア」を継続開催できるよう、県の財政的支援の復活をお願いしたい。</p> <p>あわせて薬物乱用防止のための「ダメ。ゼッタイ。」運動を展開する「薬物クリーンかながわ推進会議」についても、安定的な存続に向けて、県の財政的支援をお願いしたい。</p>
	<p>本県では、県民に対して、医薬品の適正使用等の普及啓発を従来から実施していますが、「くすりと健康すこやかフェア」は医薬品の適正使用等の普及啓発の貴重な場であり、継続して実施していただきたいと考えますので、今後、本県としてどのような支援ができるか検討してまいります。</p> <p>また、「薬物クリーンかながわ推進会議」における予算については、啓発資材の作成・購入や会報誌の作成等に充てておりますが、今後の物価変動・薬物情勢等を見ながら必要に応じて検討を行います。</p>